

# 法務省施設の防災対策 ～大規模災害に対する危機管理体制の強化～

## 現 状

- ・ 耐用年数を経過した防災設備が多数あり、故障、誤作動が頻繁に発生
- ・ 少年院等に自家発電設備が整備されておらず、非常時の電源確保が不可能な状態



災害

## 課 題

### 大規模地震等の発生による

- ・ 治安再生の基盤を担っている法務省施設の倒壊、損壊
- ・ 捜査関係者、被害者、矯正施設の被収容者及び職員の実命・身体への被害



刑務所等矯正施設の業務継続不可 ⇒ 受刑者の暴動、逃走等重大な事故の発生  
検察庁の業務継続不可 ⇒ 犯罪事案の真相解明ができない

**地域住民を不安に陥らせ、我が国の治安、国民の生命・身体、あるいは財産等に対し、直接影響、あるいは被害を及ぼす結果を招く**

## 対 策

### 大規模災害に対する危機管理体制の強化

### 火災報知・非常放送設備

災害発生時における職員等の安全の確保



### 自家発電設備

電力供給が停止した場合でも業務継続が可能

